

えん罪をなくす仕組みを求める意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和7年12月23日

伊丹市議会議長

加藤 光博 様

提 出 者

伊丹市議会議員 公明党 永松 敏彦

伊丹市議会議員 新政会 杉 一

伊丹市議会議員 伊丹維新の会 齊藤 真治

伊丹市議会議員 フォーラム伊丹 山藺 有理

伊丹市議会議員 創政会 鈴木 久美子

伊丹市議会議員 高塚 伴子

伊丹市議会議員 加柴 扶美

えん罪をなくす仕組みを求める意見書（案）

令和6年（2024年）9月、静岡地方裁判所で袴田巖氏に無罪判決が出た。昭和41年（1966年）の事件発生から約60年が経過し、袴田氏は死刑囚から一転して無実の身になった。有罪の決め手となっていた証拠はねつ造と判断された。また袴田氏が過酷な状態で取り調べを受けたため、無実を訴える気力を失って自白を強要されたとも指摘された。

DNA鑑定が間違っていた平成2年（1990年）の足利事件では、無実の菅家氏が17年間も刑務所に入った。近隣では、殺人罪で起訴され、無罪判決まで25年かかった西宮市の甲山事件もある。

人生をえん罪で破壊するのは、絶対に避けなければならない。しかし人間が判断する以上、誤りを完全になくすことも難しい。

そのために再審という仕組みがあるが、現在の法律では再審請求がほとんど認められない。よって、えん罪被害者をこれ以上増やさないために以下の点を求める。

記

1. 刑事訴訟法の再審に関する規定の改正に向けた議員提出法案を早急に審議すること。
2. 再審請求手続きにおける証拠開示にかかる制度の改善を検討すること。
3. 再審開始決定に対する検察官の不服申し立て禁止を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月23日

伊丹市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣